

一般自動車道供用約款

(約款の効力)

第 1 条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 伊豆スカイライン

静岡県田方郡函南町大字桑原字国見嶽 1400 番地（熱海峠）から
静岡県伊豆市大字冷川字大幡野 1524 番地の 25（天城高原）まで

(2) 箱根スカイライン

静岡県御殿場市大字神山字丸嶽落合 1918 番地の 3（長尾峠）から
静岡県裾野市大字深良字明神ヶ嶽 4229 番地（湖尻峠）まで

(所在不明の相手方に対する通知)

第 2 条 当社の経営する自動車道事業に関し通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないとき又は、それを知ることが著しく困難なときは通知又は催告すべき事項を関係料金徴収所に公衆に見易いよう掲示してこれに代える。

2 前項の場合、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときは、その通知又は催告は相手方に到達したものとみなす。

(供用期間等)

第 3 条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）は通年とし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は次のとおりとする。ただし、供用時間については予め公示して始業時並びに終業時を変更することがある。

(1) 伊豆スカイライン

期 間	時 間
1 月 1 日から 12 月 31 日まで	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

(2) 箱根スカイライン

期 間	時 間
1 月 1 日から 7 月 20 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで （土日祝日） 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
7 月 21 日から 8 月 31 日まで	午前 8 時 30 分から午後 7 時 00 分まで
9 月 1 日から 12 月 31 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで （土日祝日） 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

(使用料金)

第 4 条 自動車道の使用料金は、国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第 5 条 使用券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 前売使用券
- (3) 回数使用券
- (4) 定期使用券

(使用料金の収受等)

第 6 条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売使用券、回数使用券若しくは定期使用券を提示して所定の手続を受けなければならない。

ただし、当社が実施するキャッシュレス決済の利用者については、当社の指定する措置をとらなければならない。

2 使用券に表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その超えた区間に対する使用料金を支払わなければならない。

(使用券の所持等)

第 7 条 使用者は、前条第 1 項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同項の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合及び第 6 条第 1 項に定めるキャッシュレス決済を利用する場合にあってはこの限りでない。

2 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第 8 条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第 9 条 当社は未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ）について払戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額（回数使用券については表紙記載の発売金額×未使用券片数／総券片数の金額）から、その 10%の手数料を差引いた残額を払い戻す。この場合、払戻し額に生じた 10 円未満の端数は切り捨てる。

2 当社は天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなっ

た場合は、普通使用券及び前売使用券については収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第6条第1項の手續を受けた回数使用券については、券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。ただし、旅行あつ旋業者の発売した前売使用券はその発売あつ旋業者が払い戻す。

3 当社は前項の理由により自動車道の供用ができない期間が1日を超えた場合は回数使用券又は定期使用券の有効期間をその超えた日数だけ延長する。

4 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。

5 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第10条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第11条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
- (6) 次に掲げる特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合

ア 伊豆スカイライン

(ア) 国又は地方公共団体、若しくはこれに準ずる団体が主催するもの

(イ) 当社が地域振興に資すると認める団体が主催するもの

イ 箱根スカイライン

(ア) 国又は地方公共団体、若しくはこれに準ずる団体が主催するもの

(イ) 当社が地域振興に資すると認める団体が主催するもの

(ウ) 企業が催すもので当社が地域振興又は自動車道の利用促進に資すると認めるもの

2 当社は、使用者が前条若しくは第14条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当することとなった場合若しくは前項第5号の事態が発生した場合は使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第12条 当社は、自動車道の管理に瑕疵があつたためその使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する

場合を除いてこれを賠償する。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
- (3) 盗難その他第三者による損害
- (4) 天災地変その他の不可抗力

2 前項の場合において、当社の責任は使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。

(使用者の責任)

第 13 条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失によりき損した使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第 14 条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。